

西 彼 保 健 所 感 染 症 情 報

令和8年 第 22 週 令和8年5月25日 ~ 令和8年5月31日

全数把握対象感染症 発生状況

※西彼保健所感染症情報の全数報告数は報告の週で掲載しています
(県感染症情報速報は診断の週で掲載していますので数が一致しない場合があります)

一類感染症	報告なし
二類感染症	報告なし
三類感染症	報告なし
四類感染症	報告なし
五類感染症	報告なし

定点把握の対象となる5類感染症発生状況 (定点医療機関当たり患者数) ↑;前週より増加↑↑;2週連続増加↑↑↑;急増

疾病名	週別 発生状況		基準値			疾病名	週別 発生状況		基準値		
	21 週	22 週	警報レベル		注意報レベル		21 週	22 週	警報レベル		注意報レベル
			開始	終息					開始	終息	
インフルエンザ	0.0	0.0	30	10	10	突発性発しん	0.33	0.33	/	/	/
COVID-19	0.20	0.20	/	/	/	ヘルパンギーナ	0.00	0.00	6	2	/
急性呼吸器感染症 (ARI)	63.4 ↑↑	57.8	/	/	/	流行性耳下腺炎	0.00	0.00	6	2	3
R S ウイルス感染症	0.33	1.00 ↑	/	/	/	急性出血性結膜炎	0.00	0.00	1	0.1	/
咽頭結膜熱	1.33 ↑	0.67	3	1	/	流行性角結膜炎	1.00	0.00	8	4	/
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	6.67 ↑↑	4.33	8	4	/	細菌性髄膜炎	0.00	0.00	/	/	/
感染性胃腸炎	6.67	4.67	20	12	/	無菌性髄膜炎	0.00	0.00	/	/	/
水痘	0.33 ↑	0.00	2	1	1	マイコプラズマ肺炎	0.00	2.00 ↑	/	/	/
手足口病	1.33 ↑	1.33	5	2	/	クラミジア肺炎	0.00	0.00	/	/	/
伝染性紅斑 (リンゴ病)	0.00	0.00	2	1	/	感染性胃腸炎 (ロタウイルス)	0.00	0.00	/	/	/

トピックス・季節情報

夏季休暇に海外渡航を計画されている皆さまへ



- 海外においては、日本に存在しない感染症や日本よりも高い頻度で発生している感染症があります。
- 海外で注意すべき感染症に対する正しい知識と予防方法を身に付けることが大切です。
- 渡航先によって注意すべき感染症が異なりますので渡航前に厚生労働省ホームページ等で確認しましょう。



※予防接種の種類によっては、数回(間隔を開けて2から3回)接種しなければならないものもありますので、海外に渡航する予定がある場合には、**出発3か月以上前**に、トラベルクリニック、渡航外来等の医療機関で、接種するワクチンの種類と接種日程の相談をし、海外渡航に際し推奨されている予防接種の検討も行いましょう。

※海外渡航、特に開発途上国に渡航した後、少なくとも6か月の間は、渡航関連の感染症が生じる可能性があります。渡航後に体調不良を感じたら早めに医療機関を受診し、必ず海外に渡航したことを告げましょう。

麻しん(はしか)の注意喚起

※令和8年6月2日午後の内閣官房長官記者会見において、はしか感染の拡大に関し「依然として高い水準で、引き続き感染動向を注意する必要がある」との認識が示されました。



【厚生労働省】【厚生労働省検疫所】

麻しんとは、麻しんウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症です。

麻しんウイルスの感染経路は、空気感染、飛沫感染、接触感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播し、その感染力は非常に強いと言われています。

【症状】

感染後、10~12日の潜伏期の後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れ、2~3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現します。

【医療機関受診】

麻しんの感染力は非常に強く空気感染するため、症状がある場合は、事前に医療機関へ電話で、麻しんの疑いがあることを説明のうえ受診してください。また、受診の際はマスクを着用し、公共交通機関は控えてください。

【予防方法】

麻しんは感染力が強く、空気感染もするので、手洗い、マスクのみで予防はできません。麻しんの予防接種が最も有効な予防法といえます。定期接種の対象者だけでなく、医療・教育関係者や海外渡航を計画している成人も、麻しんの罹患歴がなく、2回の予防接種歴が明らかでない場合は予防接種を検討してください。

【医療機関における留意点】

- ①発熱、発疹、咳、鼻汁、結膜充血等を呈する患者に対する麻しん鑑別診断の徹底
- ②麻しんが疑われる症例を診察する際の標準予防策および空気感染予防策の実施
- ③確定例および疑い例について速やかな保健所への届出
- ④医療従事者自身の麻しん免疫(2回接種歴または抗体保有)の確認
- ⑤届出に必要な条件を満たしていない症例であっても、国内外の流行地への渡航・移動歴がある場合など、麻しんの疑いを排除できない場合には管轄の保健所まで相談

